

**民事訴訟法** (配点 40 点)

**【出題趣旨】**

設問 1 (30 点)

一部認容判決が認められるか、申立事項と判決事項の一致を定める 246 条に反しないかどうかの検討を求めることで、審判の対象の設定についての処分権主義の基本的理解を問う問題である。

処分権主義の意義、根拠、246 条が処分権主義に基づき審判対象の設定について当事者の意思を尊重するものであること、その機能として、裁判所の審理の対象と被告の防御の対象を明らかにすることを述べ、そこから、全部棄却ではなく、一部認容判決が認められるか否か、①原告の意思、合理的意思に沿うものかどうか、②被告にとって不測の不利益を与えないかの検討が求められる。

設問 2 (10 点)

当事者と裁判所の認識が異なるとき、裁判所は釈明権 (民訴 149) を行使して、当事者の意思を確認し、主張等を促すことが考えられる。

釈明権について説明することが求められる。1200 万円であるとの判断の場合と、800 万円であるとの判断の場合とで異なるか否かの検討があれば加点する。

以上